

指 定 施 設 に お け る
不 在 者 投 票 事 務 の 手 引 き
(不 在 者 投 票 立 会 人 用)

[令 和 8 年 1 月 (改 訂)]
山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

は　じ　め　に

期日前投票制度・不在者投票制度は、投票日当日に用務等があると見込まれる選挙人が、投票日前においても投票できるような方途を講じた例外的な制度であり、選挙人に対しできるだけ投票の機会を与えようとする趣旨で設けられたものです。

その一つの方法として、都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等（指定施設）に入院又は入所中の選挙人が、その施設内で不在者投票を行うことが認められています。

指定施設における不在者投票は一般投票と異なり、長期にわたって、しかも選挙管理委員会の管理する場所以外で行われることから、選挙の自由公正の確保、投票の秘密保持のため厳格な事務手続が定められています。

不在者投票立会人の方々におかれましては、選挙の重要性を十分認識され、有権者の貴重な投票が無効とならないために格段の御配慮をお願いします。

山形県選挙管理委員会事務局

目 次

| | |
|--------------------|---|
| 1 不在者投票とは | 1 |
| 2 指定施設とは | 1 |
| 3 不在者投票をすることができる者は | 1 |
| 4 不在者投票ができる期間は | 2 |
| 5 不在者投票管理者 | 2 |
| 6 不在者投票における立会人 | 3 |
| 7 不在者投票事務のあらまし | 3 |

凡 例

法 ···· 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

令 ···· 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）

1 不在者投票とは

選挙における投票は、原則として選挙人が「選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない」とされており、投票用紙は「選挙の当日、投票所において選挙人に交付される」ことになっています。(法第44条第1項、第45条第1項)

しかし、数多い選挙人の中には選挙期日（投票日）当日に、仕事に従事すること、病院に入院していること、旅行すること、などが見込まれる人がいます。

期日前投票・不在者投票は、このような人々のために、投票日の前でも投票できるように考えられた制度です。このうち不在者投票は、不在者投票のできる人（法第49条）が一定の手続によって、投票日の前にあらかじめ投票用紙の交付を受け、投票日の前日までに法律で定められた場所で投票する制度です。

【令和8年2月8日執行の第27回最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票について】

令和8年2月8日に執行される第27回最高裁判所裁判官国民審査については、不在者投票ができる期間が、審査の期日前7日から審査期日の前日（令和8年2月1日～7日）までとなり、衆議院の総選挙の不在者投票期間（令和8年1月28日～2月7日）と異なります。

なお、令和8年2月1日～7日の期間であれば、衆議院の総選挙と最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票を同時に行なうことが可能です。

また、指定施設における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の請求は、衆議院総選挙、最高裁判所裁判官国民審査ともに選挙期日（審査期日）の公示（告示）日（令和8年1月27日）よりも前に行なうことができますが、最高裁判所裁判官国民審査分の投票用紙及び投票用封筒が市町村選管から交付されるのは令和8年2月1日以降となります。

2 指定施設とは

指定施設とは、都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障害者支援施設、保護施設及び国立保養所のことです。（令第55条第2項、第4項第2号）

※「老人ホーム」とは…

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第29条に規定する有料老人ホーム

3 指定施設で不在者投票をすることができる者は

指定施設で不在者投票のできる者は、次のすべての条件を満たしていなければなりません。

（1）選挙人であること。（法第49条）

- ・ 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。
- ・ 選挙人名簿に登録されていること。

（2）指定施設に入院中又は入所中であること。（令第55条第2項、第4項第2号）

- (3) 投票日当日、次のいずれかに該当する見込みであること。(法第49条第1項)
- ① 疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害若しくは産褥にあるため歩行が困難であること。(法第48条の2第1項第3号)
 - ② 歩行が可能である者については、自分の登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域外にある指定施設に入院中又は入所中であること。(法第48条の2第1項第2号)

4 不在者投票ができる期間は

不在者投票ができる期間は選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日（投票日）の前日までです。

また、時間は午前8時30分から午後5時までです。(法第270条)

ただし、令和8年2月8日執行の衆議院議員の総選挙の際に同時に行われる最高裁判所裁判官の国民審査に関する不在者投票については、市町村選挙管理委員会からの投票用紙及び投票用封筒の交付は、審査期日（総選挙の選挙期日と同日）前7日（令和8年2月1日）から行われますので御注意ください。(最高裁判所国民審査法施行令第13条第1項第2号)

5 不在者投票管理者

不在者投票管理者（法第49条、令第55条）とは、不在者投票事務全般を管理し執行する人のことで、不在者投票は不在者投票管理者の管理のもとで行われなければならず、不在者投票管理者は不在者投票が選挙人の自由な意思で公正に行われるために配慮しなければなりません。

その役目は不在者投票の場所において、次のことを行うことです。

- ① 入院又は入所中の選挙人の依頼によって、その選挙人に代わって不在者投票の用紙及び封筒の交付を、その選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に請求すること。(令第50条第4項)
- ② ①によって投票用紙等の交付を受けたときは、これを選挙人に渡すこと。(令第53条第4項)
- ③ 選挙人が不在者投票をする際に投票用紙、不在者投票用封筒及び不在者投票証明書（個人で請求した場合のみ）を点検すること。(令第58条第1項、第2項)
- ④ 選挙人が不在者投票をする際に選挙権を有する立会人を選び、立ち会わせること。
(令第58条第3項において準用する令第56条第3項)
- ⑤ 不在者投票記載場所の設備をすること。(令第58条第4項において準用する令第32条)
- ⑥ 選挙人から代理投票の申請を受けた際にその許否を決定すること。
(令第58条第4項において準用する令第56条第4項)
- ⑦ 不在者投票をその選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に送致すること。(令第60条第1項)

6 不在者投票における立会人

(1) 不在者投票における立会人とは

投票所において投票に立ち会い、投票が公正に行われるよう監視する役割を持つのが、立会人です。不在者投票についても立会人の立会いは必要で、立会いのないところで行われた不在者投票は無効となります。

(2) 指定施設において不在者投票の立会人となる者は

不在者投票管理者が、選挙権を有する者を最低1人立会人として選任します。

(令第58条第3項において準用する令第56条第3項)

この立会人として必要な要件は、単に選挙権を有すれば足りるのであって、必ずしも住所要件等その不在者投票が行われる選挙の選挙権の要件すべてを具備していることを要しません。

また、立会人は不在者投票管理者や不在者投票事務従事者が兼任したり、代理投票の補助者と兼ねることはできません。

(3) 不在者投票における公正確保等（外部立会人の選任）

不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会が選定した者（外部立会人）を投票に立ち会わせるなどの方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています。（法第49条第10項）

(4) 立会人の職務は

立会人は、不在者投票の手続の全般にわたって立ち会い、不在者投票が公正に行われているか監視します。したがって、立会人が選挙人に対して候補者の氏名を示唆したり、記載中の選挙人をのぞきこむ等、投票干渉との疑惑を受けるような行為をしてはいけません。立会人については、法第255条の規定により職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、立会人の義務懈怠罪等の罰則の適用がありますので、いやしくもこれらの罰則に触れることのないように注意するとともに、不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効とされることのないように留意しなければなりません。

また、公正に行われた投票について、投票用紙を入れ封をされた不在者投票用外封筒の裏面に署名（ゴム印等は使えません。必ず自署のこと。記載例参照。）します。この署名がない不在者投票は、選挙当日投票管理者において不受理とされますので注意してください。そのほか、代理投票を希望する選挙人がいるときは、不在者投票管理者が代理投票の補助者を選任する際に意見を述べることができます。

7 不在者投票事務のあらまし

指定施設における不在者投票の手順のあらましは、次ページの図1のように、投票場所等の設備と事務従事者等の役割の概要は、次々ページの図2のようになっています。

図1

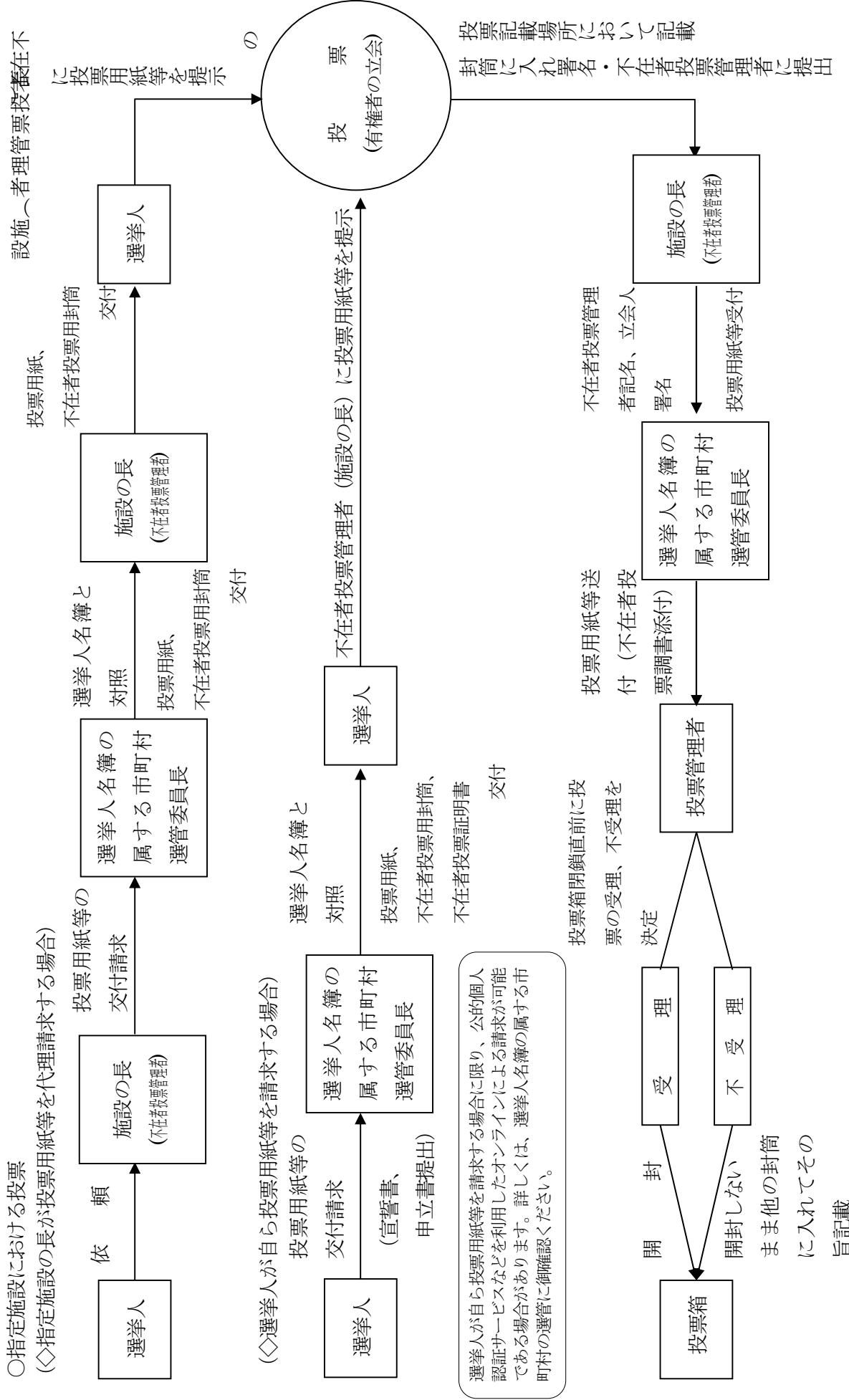
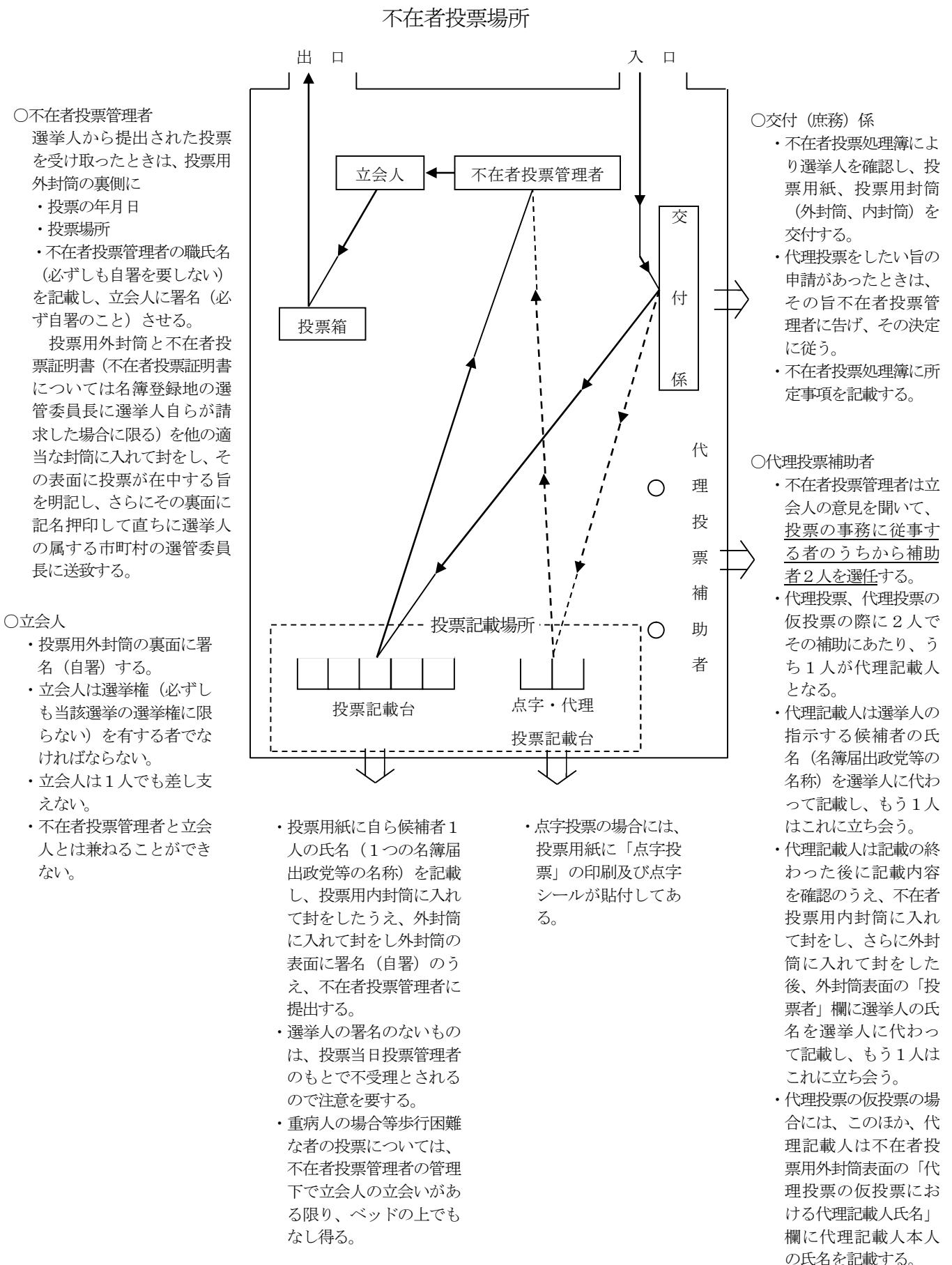


図2



記載例

不在者投票用外封筒

| | | | |
|---|---|-------|-----|
| <p>投票年月日 令和〇年〇月XX日</p> <p>投票の場所 山形県山形市 郡 村 町 口町一丁目○番地○号</p> <p>立会人「署名」 奥羽花子</p> <p>不在者投票管理者「職・氏名」 □□病院長山形一郎</p> <p>交付市町村名 令和 年 月 日 郡 市 町 村</p> <p>県 郡 市</p> <p>町 村</p> <p>記載しないでください</p> <p>不在者投票管理者が記載 「ゴム印等でも可」 不在者投票管理者の記名 「ゴム印等でも可」 立会人の署名 「必ず立会人が自署」</p> | <p>○ ○ 選挙 不在者投票</p> <p>(外封筒)</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr><td>選挙委員会</td><td>管員印</td></tr> </table> <p>投票者 〔氏名〕 松波太郎</p> <p>注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。 〔代理投票の仮投票における代理記載人氏名〕</p> <p>□ 在外選挙人の投票に使用 〔在外選挙人氏名〕</p> <p>選挙人の署名</p> | 選挙委員会 | 管員印 |
| 選挙委員会 | 管員印 | | |

※注意 投票年月日、投票場所及び不在者投票管理者氏名のいずれかの一つの記載を欠く場合、または選挙人の署名もしくは立会人の署名を欠く場合は、投票管理者のもとにおいてその投票は不受理と決定されますので注意してください。

山形県内市町村選挙管理委員会事務局一覧 (令和8年1月現在)

| 市町村名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|------|------|-----------------------------|--------------|
| 市 | 山形市 | 990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号 | 023-641-1212 |
| | 米沢市 | 992-8501 米沢市金池五丁目2番25号 | 0238-22-5120 |
| | 鶴岡市 | 997-8601 鶴岡市馬場町9番25号 | 0235-35-1766 |
| | 酒田市 | 998-8540 酒田市本町二丁目2番45号 | 0234-26-5765 |
| | 新庄市 | 996-8501 新庄市沖の町10番37号 | 0233-29-5845 |
| | 寒河江市 | 991-8601 寒河江市中央一丁目9番45号 | 0237-85-1387 |
| | 上山市 | 999-3192 上山市河崎一丁目1番10号 | 023-672-1111 |
| | 村山市 | 995-8666 村山市中央一丁目3番6号 | 0237-55-2111 |
| | 長井市 | 993-8601 長井市栄町1番1号 | 0238-82-8002 |
| | 天童市 | 994-8510 天童市老野森一丁目1番1号 | 023-654-1111 |
| | 東根市 | 999-3795 東根市中央一丁目1番1号 | 0237-42-1111 |
| | 尾花沢市 | 999-4292 尾花沢市若葉町一丁目2番3号 | 0237-22-1111 |
| | 南陽市 | 999-2292 南陽市三間通436番地の1 | 0238-40-8536 |
| 東村山郡 | 山辺町 | 990-0392 東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地 | 023-667-1111 |
| | 中山町 | 990-0492 東村山郡中山町大字長崎120番地 | 023-662-2111 |
| 西村山郡 | 河北町 | 999-3511 西村山郡河北町谷地戊81番地 | 0237-73-2111 |
| | 西川町 | 990-0792 西村山郡西川町大字海味510番地 | 0237-74-2111 |
| | 朝日町 | 990-1442 西村山郡朝日町大字宮宿1115番地 | 0237-67-2111 |
| | 大江町 | 990-1101 西村山郡大江町大字左沢882番地の1 | 0237-62-2111 |
| 北村山郡 | 大石田町 | 999-4112 北村山郡大石田町緑町1番地 | 0237-35-2111 |
| 最上郡 | 金山町 | 999-5402 最上郡金山町大字金山324の1 | 0233-29-5600 |
| | 最上町 | 999-6101 最上郡最上町大字向町644番地 | 0233-43-2111 |
| | 舟形町 | 999-4601 最上郡舟形町舟形263番地 | 0233-32-2111 |
| | 真室川町 | 999-5312 最上郡真室川町大字新町124番4 | 0233-62-2054 |
| | 大蔵村 | 996-0212 最上郡大蔵村大字清水2528番地 | 0233-75-2111 |
| | 鮭川村 | 999-5292 最上郡鮭川村大字佐渡2003番の7 | 0233-55-2111 |
| | 戸沢村 | 999-6401 最上郡戸沢村大字古口270番地 | 0233-72-2111 |

| 市町村名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|------|--------------|-------------------------|--------------|
| 東置賜郡 | 高畠町 992-0392 | 東置賜郡高畠町大字高畠 436 番地 | 0238-52-3154 |
| | 川西町 999-0193 | 東置賜郡川西町大字上小松 977 番地 1 | 0238-42-6689 |
| 西置賜郡 | 小国町 999-1363 | 西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目 70 番地 | 0238-62-2112 |
| | 白鷹町 992-0892 | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833 番地 | 0238-85-6120 |
| | 飯豊町 999-0696 | 西置賜郡飯豊町大字椿 2888 番地 | 0238-87-0520 |
| 東田川郡 | 三川町 997-1301 | 東田川郡三川町大字横山字西田 85 番地 | 0235-35-7009 |
| | 庄内町 999-7781 | 東田川郡庄内町余目字町 132 番地 1 | 0234-42-0128 |
| 飽海郡 | 遊佐町 999-8301 | 飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202 番地 | 0234-72-5880 |

※ 電話番号は主に市町村役場の代表番号

＜参考＞山形県選挙管理委員会事務局関係

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------------------|----------------------------------|--------------|
| 村山地方事務局 (村山総合支庁総務課内) | 〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号 | 023-621-8107 |
| 最上地方事務局 (最上総合支庁総務課内) | 〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 | 0233-29-1206 |
| 置賜地方事務局 (置賜総合支庁総務課内) | 〒992-0012 米沢市金池七丁目 1-50 | 0238-26-6100 |
| 庄内地方事務局 (庄内総合支庁総務課内) | 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1 | 0235-66-5417 |
| 選挙管理委員会事務局 | 〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号 | 023-630-2081 |